株式交換に係る事後開示書面

（会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号、
及び会社法施行規則第190条に定める書面）

2020年1月6日

株式会社クレステック

株式会社ナビ

2020年1月6日

株式交換に係る事後開示事項

静岡県浜松市東区笠井新田町676番地
株式会社クレステック
代表取締役社長 髙林　彰

静岡県浜松市東区篠ケ瀬町 1021 番地
株式会社ナビ
代表取締役社長 髙林　彰

株式会社クレステック（以下「クレステック」）及び株式会社ナビ（以下「ナビ」）は、2019年11月12日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」）に基づき、2020年１月１日を効力発生日として、クレステックを株式交換完全親会社、ナビを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第１項第２号、第801条第３項第３号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

１.株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第１号）

2020 年１月１日

２.株式交換完全子会社における会社法第 784 条の２、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第２号）

（１）会社法第 784 条の２の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（２）会社法第 785 条の規定による手続きの経過

ナビは、会社法第 785 条第３項の規定により、2019 年 12 月 11 日付で、ナビの株主に対し、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全親会社であるクレステックの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条第１項の規定による株式の買取請求を行ったナビの株主はおりませんでした。

（３）会社法第 787 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

（４）会社法第 789 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

３.株式交換完全親会社における会社法第 796 条の２、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第３号）

（１）会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（２）会社法第 797 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（３）会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

４.本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第４号）

本株式交換によりクレステックに移転したナビの株式の数は、普通株式 20 株です。

５.その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第５号）

（１）クレステックは、会社法第 796 条第２項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

なお、会社法第 796 条第３項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したクレステックの株主はおりませんでした。

（２）ナビは、会社法第 783 条第１項の規定により、2019 年 11 月 12 日における臨時株主総会決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

（３）クレステックは、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日（2019 年 12 月 31 日）の最終のナビの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するナビの普通株式１株につきクレステックの普通株式 378 株の割合をもって割当て交付いたしました。これによりクレステックが割当交付した普通株式の合計は 7,560 株です。

（４）本株式交換により増加したクレステックの資本金及び準備金は以下のとおりです。

①資本金　　：０円

②資本準備金　：法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

③利益準備金　：０円

以上